

公立大学法人三条市立大学役員退職手当規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人三条市立大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則による退職手当は、常勤役員（法人の役員であって、週4日以上法人の業務に従事する者をいう。以下同じ。）が退職（死亡及び解任を含む。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人三条市立大学教職員給与規則（令和3年度公立大学法人三条市立大学規則第 号）の適用を受ける教職員が役員を兼務する場合は、役員としての退職手当を支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当を支給しない。また、退職後、在職中の非違行為が判明し、理事会が認定した場合は、退職手当を支給しない、又は支給済みの退職手当を返納させる。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 退職手当を遺族に支給する場合の遺族の範囲及び順位は、公立大学法人三条市立大学教職員退職手当規則（令和3年度公立大学法人三条市立大学規則第 号。以下「教職員退職手当規則」という。）第3条の規定を準用する。

(退職手当の支給)

第4条 退職手当は、通貨で、直接この規則によりその支給を受けるべき者（以下「支給対象者」という。）に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令等に基づき支給対象者に支給する退職手当から控除すべき金額がある場合には、これを退職手当から控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、退職手当は、支給対象者の申出により、その全部又は一部を当該支給対象者が指定する本人名義の預金口座に支払うことができる。

3 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した役員に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、常勤役員として引き続く在職期間1月につき、退職した日におけるその者の本給の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の額は、三条市公立大学法人評価委員会（地方独立行政法人法第11条第1項の規定に基づき、三条市に設置された地方独立行政法人評価委員会をい

う。)が行う業務評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じてこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

(在職期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる在職月数は、常勤役員となった日から起算して計算する。この場合において、在職月数に1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

2 前項に規定する在職月数は、三条市の職員から引き続き常勤役員になった者については、その者の当該職員としての引き続いた在職月数を常勤役員としての引き続いた在職月数とみなす。ただし、三条市から退職手当が支給された場合はこの限りではない。

(教職員との連続性がある役員の退職手当の支給)

第7条 常勤役員が引き続いて教職員となった場合又は教職員が引き続いて常勤役員となった場合は、常勤役員としての在職期間についてはこの規則により退職手当を支給するものとし、教職員としての在職期間については教職員退職手当規則により退職手当を支給するものとする。

(退職手当の支給制限等)

第8条 国等の機関から引き続いて法人の常勤役員として在職した後、引き続いて再び国等の機関の職員となった場合で、国等の機関で法人の常勤役員としての在職期間を通算するとされているときは、退職手当は支給しない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、役員の退職手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。